

第66回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年12月20日（火）9:55～11:45

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、西郷 浩

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 秦室長、城田統括統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

- 第65回産業統計部会（平成28年11月29日。以下「前回部会」という。）において、再説明を求めている事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った結果、特段の異論は示されなかった。
- その後、答申（案）について審議が行われ、記述の一部を修正することを前提として、部会として了承された。なお、具体的な修正内容については、部会長に一任され、後日委員に報告することとされた。
- また、統計委員会に答申（案）を報告する際、①これまでの公的統計の民間委託についての横断的な評価等や、②人的リソースの確保等、今回の審議を通じて得られた横断的な課題を、部会長メモにより表明したいとの意向が示され、賛同が得られた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会において、再整理の上、改めて説明が求められていた事項

ア 「民間委託の開始時期関連」について

- ・ 民間事業者が交替する場合の調査ノウハウの蓄積等については、適当と考える。

- ・ 政府統計において、民間事業者が本格的に活用されるようになってから一定程度の期間が経過したため、これまでの評価を統計委員会で実施してもよいのではないか。例えば、単年度契約としながら、同一の事業者が継続して受注するケースも多いと聞いている。これについては、発注者側・受注者側の双方にメリットがあるとは思いますが、当初の活用趣旨とは異なるように感じる。その一方で、当初心配されていたような劣悪な事業者が参入した結果、調査結果が得られなくなったというケースは聞いていない。民間事業者の活用について一度総括し、次期公的統計基本計画の検討に役立てるべきではないか。

→ その意見に賛同する。ご指摘のような横断的な総括の必要性については、部長会長メモで対応することも考えたい。

確かに、単年度ごとの契約にも関わらず、同じ事業者ばかりというのは、国の事務を広く民間に開放するという基本的な趣旨とは異なるが、実査を円滑に行う上では合理的でもある。できる限り早期に複数年契約に移行することが望ましいのではないかと考える。

なお、最初の契約における準備期間が3～4か月ある一方で、2年目に民間事業者が変更となった場合の引継期間は短く、円滑な業務の引き継ぎが難しい。民間事業者が変更となることも想定し、報告者が混乱しないように調査を実施してほしい。

イ 「民間委託の業務内容関連」について

- ・ 効率化が可能な業務量について、資料において見積もられているが、民間事業者に対する指導など新たに発生する業務への対応が生じてても、この効率化は可能なのか。

→ 民間事業者の活用が軌道に乗れば、業務の効率化が可能と想定しており、業務の進捗管理等による業務量の増加も考慮した上での数字である。

→ 調査実施者としては人員が限られている中で、効率化を図りながら人的リソースを確保するというのと理解した。なお、政府全体の統計のリソースが減少していることは大きな懸念材料である。

ウ 「民間ガイドライン関連」について

- ・ ガイドラインの改定に関する取組を評価したい。ガイドラインの改定も踏まえつつ、的確な業務管理に努めてほしい。

エ 「結果精度の維持・向上関連」について

- ・ 有効回収率については、民間事業者の活用開始後に向上しているが、これは、単純に民間事業者の活用効果というよりも、経済産業省のサポートと民間事業者との共同の成果と考える。

→ 民間委託を成功させるには、民間事業者と調査実施者との協調が必要との点

は全く同感である。

オ 「報告者の秘密保護関連」について

- ・ 経済産業省調査統計システム（以下「STATS」という。）を利用する民間事業者は、外部接続によるシステム利用時に自社のシステムに接続されることはないのか。
→ STATS利用時は、民間事業者の自社システムへ接続できない仕組みとなっている。
- ・ STATSのうち、民間事業者が利用できる機能はどこまでか。
→ 受付・審査・集計のみである。STATSのユーザIDで利用制限をかけている。
- ・ セキュリティを高めると操作性が悪くなる傾向があるが、他の統計調査における民間事業者の利用に際して、操作性の問題は生じていないのか。
→ これまでのところ、問題は発生していない。
- ・ 公的統計に詳しい第三者により、このセキュリティシステムをチェックするような体制を整備することも必要ではないか。
→ システムについては、各省に配置されているCIO補佐官が対応するのではないか。
→ 外部接続のシステムやセキュリティ要件は、当省のCIO補佐官による事前チェックの上で実現しており、スキルのある外部有識者によるチェックを経ていると言える。

カ 「信頼性の確保関連」について

- ・ 依頼状等に委託先と経済産業省の連絡先がきちんと書かれていて、誤解がなくて良いと考える。今後とも報告者に誤解の生じないように努めてほしい。

キ 「民間事業者の履行能力の確認関連」について

- ・ 調査実施者の説明で了としたい。

ク その他

- ・ 愛知県における本調査の実施分については、調査員調査が18%、郵送調査が34%、オンライン調査が48%となっている。この調査員調査の約7割は、各種地場産業組合の職員が調査員を務めており、報告者との日頃からの付き合いを基に、調査票を回収している。このような結果、愛知県は約95%という高い回収率を維持できている。また、都道府県経由の月報の報告者は、小規模事業所が多く、社長自らが記入しているところや、パソコンがないところもあり、必ずしもオンライン

調査に向かないという現状もある。

さらに、都道府県では、本調査の結果を基に都道府県別の鉱工業指数を毎月公表しており、地域の景気動向を見る上で、大変重要な指標となっている。

将来的には、都道府県経由の調査についても民間事業者が活用される可能性があるが、以上のような現状から、その見直しに当たっては、調査の精度や利用に支障が生じないように、慎重に検討していただきたい。

→ 都道府県経由分の民間委託を検討する際には、御指摘のような点も十分に考慮したい。

(2) 答申(案)について

答申(案)の審議に先立ち、欠席の河井委員からのコメントを事務局から紹介した。コメントの内容は、以下のとおり。

- ① 民間業者への業務移行では、従来よりも改善される面も確かにあるが、統計の質の向上や維持に対する不安も残る。経済産業省は、民間業者の作業状況や成果に対して常にモニターして、より良い統計が作れるよう、今後もバックアップできるように留意していただきたい。
- ② オンライン調査の推進についても同意するが、今後も調査形態の変化が回答にどのような影響があるのかについて検証し、その結果の公表についても検討していただきたい。

ア 調査方法の変更

- ・ 民間事業者の活用については、方針自体を否定するものではないが、その活用に当たっては懸念もあり、手放しで賛意を示せるものではない。統計委員会においても、「民間委託ありきで議論されることは望ましくない」旨の意見が示されている。このような状況を踏まえ、資料2のP2の結論部分について「適当と判断せざるを得ないものとする」という表現を用いた。

→ 「民間委託について手放しで賛成できるわけではない」との御懸念は理解するものの、「適当と判断せざるを得ないものとする」だと、「認めたくないが、しぶしぶ認める」というニュアンスが強く、文法的にも違和感がある。再考いただきたい。

→ 表現はもう一度考えて改めて相談したい。

- ・ 冒頭に紹介された御意見も踏まえ、「民間事業者のノウハウの蓄積」に加えて、「民間事業者に対し、適切に指導・助言を行う」旨を追記することとしたい。

イ 今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される月報に係る調査方法の整理

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

ウ 提出先等の変更

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

エ オンライン調査の推進について

- ・ 冒頭に紹介された御意見も踏まえ、「オンラインの今後更なる利用促進を期待する」の後ろに、「それとともに、オンライン調査の増加に伴う回答への影響について、確認し、その結果を公表する」旨を追記することとしたい。

オ 今後の課題について

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

(3) 部会長メモについて

- ・ 今回の審議を通じて得られた横断的な課題である
 - ① 民間事業者の活用が本格化した後、十数年が経過していることから、統計委員会として、改めて総括・評価が必要と考えられること
 - ② 各府省の統計担当職員は中長期的に減少傾向にあり、このような状況が、公的統計調査における民間委託が拡大する要因の一つともなっている。しかし、これ以上の削減が進めば統計の精度維持や必要な見直し等にも支障が生じることが強く懸念されること

などについて、部会長メモにより、統計委員会に提起することとしたい。具体的な文案は、作成後、部会所属委員に提示することとしたい。

6 その他

答申（案）については、今後、部会長において修正し、委員が確認した上で、平成29年1月27日（金）の第105回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

(以 上)